

- 所管事務調査 : 「落札後の取り消し」 「議会報告会」について
- 報告案件 : 「公共施設のアンケート」について

開催日時	令和4年3月28日 13時30分～
出席者	望月委員長、藤川副委員長、森委員、奥村委員、中土委員、副田委員、菅沼議長
説明員	「落札後の取り消し」 市長、総務部長、総務部次長、総務課長、秘書広報課長、秘書広報課係長、 秘書広報課主任主事
概要説明	湖南省の入札状況の説明、近々あった落札後の取り消し事例の説明（5件）、 湖南省の事例（過去2件）の昨年の事例経過・内容について、説明を受けた。 （委員会ファイル 総務常任委員会 令和4年3月28日 資料参照）

昨年湖南省の落札後の取り消し事例経過

- ・ 入札 11月 4日
- ・ 工場見学 11月 5日 印刷設備確認
- ・ 仕様書 植物油インキ
最終的に印刷機のおもとの会社に確認したらトナーはインク
ではないという事である。したがって、植物油インキでもない。
- ・ 入札不調として取り扱う 「落札決定の取り消し」と公表
- ・ 令和4年2月の再入札
委-638（令和4年2月）の仕様書で、「印刷インキ」に新たに「紙
面に印刷インキ工業連合会が定めた植物油インキマークを表示する
こと」を加えた。

<主な質疑>

この資料は、今回の総務常任委員会向けに作成したものかとの質疑に対して、通常の入札から落札までの流れを、改めて資料として作成したとの答弁でした。この資料は、一般競争入札指名競争入札の流れが、非常に良く理解出来ます。以前より、これの基本形は存在していたかとの質疑に対して、今まである通常の事務の業務手順書、契約事務の処理手順書資料から抜粋し、多少手を加えたものですとの答弁がありました。平成28年度の落札決定後の取り消し事案の内容は、との質疑に対して、入札を経て落札決定後、業者から、仕様書における技術者の要件を満たす事が出来ないとの申し出があり、落札の決定を取り消したとの答弁がありました。昨年の落札決定の取り消しの根拠はとの質疑に対して、適正な入札が執行出来ないの、決定を取り消す処理決裁を行ったとの答弁がありました。事務手続きの規定がないことから、入札の中で問題があったと無理やり入札不調で、取り消しにしたのかとの質疑に対して、入札の決定の取り消しをする前に、契約規則の無効第10条に該当する項目があり、入札の無効としたとの答弁がありました。第10条第1項第9号で、その他入札に関する条件に違反した入札をしたとし、この仕様書の内容の見解の相違から、この入札無効のその他の入札に関する条件に違反した入札に該当するという事かという質疑に対して、契約規則の第10条第1項第9号、その他入札に関する条件に違反した入札に該当し、今回、取り消しを行ったとの答弁がありました。入札条件に違反した入札ということは、その業者に対してペナルティが生じたかとの質疑に対して、落札決定の取り消しにつきましては、仕様書の解釈に見解の相違がありました。実際、誰もが同じ解釈ができる表記でなかったところがあり、次長と確認し業者との話し合いを行い、落札決定の取り消しに伴う、ペナルティは課さないということで、協議を終えております。その仕様書における見解の相違に対する責任の所在がどこにあるのか、その仕様書に書いてある植物インクを使用する確認をしなかった点は、との質疑に対して、仕様書に対する事前の質問等はなく、前回もこの仕様書で入札しましたとの答弁がありました。落札決定通知後、ゴーサインが出てから、突然、そのインクや印刷機が違うとした経緯についての質疑に対して、落札後、仕様書の資料に基づき確認のため工場見学を行い、工場にある印刷機を確認しました。後に、これは仕様書で求めている植物性インクではないことを、回答いたしましたとの答弁がありました。11月4日に落札決定通知、そして翌11月5日に、担当職員2名が、工場見学に行き印刷工程・でき上がった広報を見て確認し、2年間の委託契約であり、その間の紙の値上がりに対応すべく先に紙の発注や、デザイン構成等、工場見学時の打ち合わせをしたことについての質疑に対して、11月5日に打ち合わせを行い、工場見学して印刷機を見ました。長期継続契約のための2年分用紙を押さえて下さいとか、そのような発言はしておりません。業者から、紙の値上がりが見込まれている状況は伺っていたので、それは大変ですねというお話はしました。一旦持ち帰らせて頂き、落札業者さんの方の印刷機につきましては、オンデマンド印刷機で、市が求めているのは、植物インク使用のオフセット印刷です。その点の見解の相違がありましたので、それを証明するものを求めましたとの答弁がありました。市の仕様書は植物インク使用であり、植物インクとは何かを業者が証明する

のではなく、例えば成分表を出しなさいとか、その証明に何を提出するかは市が示すべきであり、業者の方から何の証明もなかったのでは、不調という扱いです。では、具体的に市の求める植物インクについての質疑に対して、市としては、印刷インク工業連合会の証明書とか、又は印刷機メーカーから、植物インクである証明を頂きたいと望んでいましたが提出がなかったとの答弁がありました。昨年の入札時の仕様書に印刷インク工業連合会の証明書のインク使用の表示があったのかとの質疑に対して、仕様書にはそこまでの表示はありませんとの答弁がありました。取り消しになった入札時にはその表示がなく、再入札の仕様書は、使用印刷インクは紙面に印刷インク工業連合会が定めた植物インクマークを表示することと一行追加した点についてはどの質疑に対して、昨年の仕様書には印刷機、植物インクだけの表示でした、2回目の再入札時には、インク連合会の証書を入れたとの答弁がありました。昨年の仕様書は、2番が紙質、3番が印刷インクですが、再入札の仕様書は、2番が紙質、3番に印刷方法としてオフセット印刷と新しく追加し、4番に印刷インクとなった点についての質疑に対して、昨年11月時の仕様書は、そこまで書いてなく、見解の相違がありましたので、明確に印刷方法、印刷インクを明示したとの答弁がありました。なぜ、今回、オフセット印刷という項目を仕様書に追加したのかとの質疑に対して、今回、当該事業者様と仕様書についての疑義が生じたので、疑義発生防止に追加したとの答弁がありました。今まで印刷機の指定がなかった湖南省が、今回オフセット印刷に限るとした理由はどの質疑に対して、オフセット印刷の仕様書を作りましたが、それ以外のデジタル印刷機、オンデマンド印刷機で、今回、落札になりました。今後は、この点をしっかりと表示していくとの答弁がありました。庁舎内の印刷物に対して、今後、全部オフセット印刷に切り替えていくのか、との質疑に対して、今回は広報こなんについて、植物インク、オフセット印刷と明記していますが、封筒やチラシについても、今後、具体的に明示しないといけないと思いますとの答弁がありました。広報誌に限って、印刷に制限を今つけると、今後これを省くことが出来なくなるのではとの質疑に対して、オフセット印刷やオンデマンド印刷、いろんな印刷種類があります。封筒とか、チラシ1枚もの、10部のものや1万部から10万部のもの等、色々と印刷設定方法が変わってきます。滋賀県や他の市町を参考に、オフセット印刷が広報こなんに適していると判断しましたとの答弁です。他市では、長期間保存の広報誌も、トナー使用のデジタル印刷機で対応している点についての質疑に対して、今後、オフセットにこだわらずオンデマンドも、コスト削減にもつながるとのこともありますので、今後の参考にしていきたいとの答弁でした。植物インクの利点についての質疑に対して、植物インクをオフセット印刷使用すると値段が安くなる点や、紙ベースでの長期保存には植物インクが環境に優しいとの答弁がありました。オフセット印刷とデジタル印刷では、オフセット印刷の方が安いと、一般論的にいわれている。月平均の費用金額は、今回再入札のオフセット印刷機のものより、昨年落札したデータの印刷機の方が安い点についての質疑に対して、一般的には、オフセット印刷の方が、大量印刷は安い傾向です。当該事業者がその安い値段で応札された背景の部分については、当方ではわかりませんとの答弁がありました。業者からデザイン構成の手配や、紙の先行手配の話に聞いたとのことで、そ

のときに、しっかりとした返事をしていない。すぐに返事しますから暫く待って下さいと、そういう申し出をしっかりと断るべき点についての質疑に対して、確かにこちらも事実確認がどうしても必要な部分でしたので、担当者として、その植物インクについてしっかりと、誠心誠意調べさせて頂き、今回の入札に参加しておられる業者の思いとか熱意を持って対応したと感じ皆様に失礼がないよう、公正な入札であるように努めたところです。当該事業者については、残念ながら、いろんな事実確認をする過程で、仕様が異なる点がある結果になりましたとの答弁がありました。仕様書以外のことに対して答えたものに対しての責任、市としてどうするのかとの質疑に対して、曖昧な状態での対応からこういうことになったと理解はしています。市の対応が、もうちょっと、しっかりした根拠を持って臨まなければと感じました。今後はそういう誤解が生じないように、仕様書も十分チェックを行い、市の職員対応も、ちゃんと事業者に誤解を与えない対応をしていきたいと思っています。発言した言葉に対しての責任の取り方についても、こういうことが二度と起こらないような対応をさせて頂きたいと考えております。また、仕様書には、きちんとした根拠を示し、誤解を生じない仕様書となるように心がけていきますとの答弁がありました。落札取り消し業者の方からは、使用しているトナーは植物インクであることを証明する業者が、6社ありますと、社名も住所を添えて市に提出されていますがその点の確認についての質疑に対して、当該事業者に植物インクであるという証明をお願いしたところ、6社の社名の提出を頂きました。今回争点となった、そのトナーが植物インクか、利害が関係している面もあり、より確かな根拠が示せる第三者機関（印刷インキ工業連合会、エコマーク事務局、専門機関として印刷機メーカー）に確認しました。色々と調べた結果、残念ながら植物インクではないとの回答を得ましたとの答弁がありました。見学の際、トナーの箱に植物インクのマークの表示の存在を確認したことは、仕様書通りと認めたことではとの質疑に対して、確かに植物インクのマークがありましたが、調べたところ、そのトナー自体の成分を表示したのではなく、その箱に印刷された字体が植物インクで印刷したというマーク表示であり、そのトナー自体は植物インクの対象ではないことがわかりましたとの答弁がありました。

以上が、主な質疑でした。

考察

- ・ 今回の落札決定取消自体が、極めて異例。
- ・ 事実、仕様書の表現の曖昧な点が要因となり、見解の相違が発生。
- ・ 落札決定後、不調扱いにして、入札をも無効という形とした。
- ・ 湖南市の契約なり仕様書について、契約担当課も含めしっかり検討。

○公共施設アンケートについて

説明員 総務部長、総務部次長、行財政改革課長、行財政改革推進課課長補佐
行財政改革推進課主任主事

概要説明

- ・目的 湖南省では、これまで設置した教育・文化施設やスポーツ施設などについて、「利用する人、利用しない人との負担の公平性」や「適切な使用料の徴収」といった、受益者負担の適正性を進めることが重要テーマの1つであり見直しを進めるにあたり、市民の皆様のご意見を把握させていただきたいため、本アンケートを実施する。

アンケートは、9つの設問からなり

- ・使用料に関する質問 7項目
 - ・回答者に関する質問 4項目
- です。

WEBアンケート式もあります。

アンケート結果は、

公共施設の管理・運営の効率化と、施設利用の利便性の向上を検討する際の基礎資料として、市民の皆様のご意見、ご感想を頂き、施設のあり方、使用料算定の参考にするものです。

(委員会ファイル 総務常任委員会令和4年3月28日 資料参照)

議会報告について

決定事項

1. 実施日 令和4年 8月

2. 場所 東庁舎4階 本会議場

3. 様式 3 常任委員会がそれぞれの団体と開催する

課題

- ・対象とする団体名と想定人数
- ・報告会の内容
- ・運営方法 等について、次回開催時に決定する。
開催日は、追って連絡する。

○所管事務調査 : 「議会報告会」について

開催日時 令和4年4月28日 臨時議会終了後 14時30分～
出席者 望月委員長、藤川副委員長、森委員、奥村委員、副田委員、菅沼議長
(中土委員は、療養中につき欠席)
会議録署名委員 委員長の他 副田委員を指名

審議内容 議会報告会に付いて、
・対象とする団体 湖南省消防団
・連絡を取り議長、委員長で内容説明・出席参加依頼を行う
・開催日時、出席者については、湖南省消防団の意向を尊重
・取上げる項目について
団員定員未達等、消防団の身近な課題
(条例改正された団員の手当については、こちらからは課題提供は
行わない。)